

在学生用

重要につき、必ずご覧ください。

このパンフレットには2018年度生徒総合補償制度別冊がついています。あわせてお読みください。

保護者の皆さまへ

生徒総合補償制度のご案内

学生・こども総合保険

●保険期間

平成30年4月1日午前0時より補償開始

※3月中に払込みが確認できなかった場合は、入金が確認できた翌日から補償開始となります。

※保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果本パンフレットと異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

団体割引

20%
適用

保険料は1日わずか
約24円!!

(中学校新入生Aタイプにご加入の場合)

保険料は一括払い。

団体割引率**20%**が適用されるため一般で加入するより割安な保険料で加入できます。

自転車事故に
対応!!

近年、高額な賠償事例も多く発生している自転車運転中の賠償事故について、1億円を限度に補償。

充実した補償!!

学校内やレジャー中のケガから第三者への賠償責任(国内示談交渉付き)、扶養者に万が一の事故があった場合の学資費用まで補償。

手続きが簡単!!

医師の診査は不要。

1回のお手続きでご卒業時まで補償されますので安心です。

募集締切日

平成30年3月30日(金)まで(お早めにお手続きください。)

お申込方法

同封の払込取扱票(生徒総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

ご加入者
(申込人)

日本私立中学高等学校連合会に加盟する学校法人に在籍する生徒の保護者の方

被保険者
(補償の対象者)

日本私立中学高等学校連合会に加盟する学校法人に在籍する生徒の方(入学等手続きを終えた方を含みます。)

◎学資費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。
また扶養者になれる方の詳細は、契約概要のご説明(別冊5ページ)をお読みください。

日本私立中学高等学校連合会

扶養者の方がケガで死亡された場合や 重度後遺障害の状態になられた場合



扶養者が保険期間中に国内外を問わずケガにより亡くなられたり重度後遺障害の状態になられた場合に、育英費用(ケガの場合のみ)や学資費用(*) (授業料など)を補償します。

学資費用保険金・ 育英費用保険金 のお支払例

【ご加入条件】

A・Bタイプに中学校入学時ご加入の場合

- ・保険期間:6年間
- ・学業費用支払対象期間:2024年4月1日まで
- ・学資費用保険金額(ケガ):(1年につき)80万円
- ・育英費用保険金額(ケガ):100万円

【実際にかった費用】

- ・授業料(年間実額):80万円
- 1年生は40万円(前期支払済み)

学資費用保険金は、入学当初のご卒業予定時まで
に支払った、事故日以降の毎年の授業料等の学費
を実額でお支払いします。支払年度ごとに学資費用
保険金額が限度となります。

扶養者の事故(ケガの場合)
中学1年生の4月30日の事故の場合

育英費用保険金
100万円
(一時金でお支払)

学資費用
保険金
40万円

学資費用
保険金
80万円

学資費用
保険金
80万円

学資費用
保険金
80万円

学資費用
保険金
80万円

学資費用
保険金
80万円

後期 前・後期 前・後期 前・後期 前・後期 前・後期
中学1年生 中学2年生 中学3年生 高校1年生 高校2年生 高校3年生

※事故日以前に支払った学費は補償されません。保険金は学費実費を
実際にご負担された後のお支払いとなります。

(*) 小学校用のご加入タイプには、学資費用保険金がセットされて
いないため、育英費用保険金のみ補償されます。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合の学資費用も補償されます。

【生徒総合補償制度】は

学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

学資費用補償・育英費用補償

<学資費用補償・育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害
になられた場合に、授業料などの学費を上記
の事例のようにお支払いします。

(例)入学後、ある日突然、学費を負担してい
た父親が交通事故で亡くなってしまった。



携行品補償

住宅外において生徒の携行している身の回り品が偶然な事故により破
損したり、盗難にあったりして、損害を受けた場合にお支払いします。
※ノート型パソコン・ワープロ等および、これらの付属品も補償の対
象となります。

救援者費用等補償

生徒自身が搭乗する飛行機または船舶が行方不明または遭難し、緊急
な捜索・救助活動を要する状態となった場合等に要する救援者費用等
をお支払いします。

お子さま本人のケガの補償(傷害補償)

お子さまが国内・外を問わずケガにより死亡・後遺障害、
入院、手術、通院した場合にお支払いします。
(熱中症や細菌性食中毒もケガとして補償)



天災危険補償

天災危険補償特約がセットされていますので、地震も
しくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
の場合も傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保
険金をお支払いします。
(例)地震によって割れたビルの窓ガラスにあたり、ケガを負ってしまった。



賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負っ
た場合の補償です。(アルバイト、就業体験(インターンシップ)中の事故も
補償します。)

(例)あやまって他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任補償の被保険者の範囲は、本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・
監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親
等内の姻族に限りま。))を被保険者とします。))です。

「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。



示談交渉サービス付

日本国内において被保険者に法律
上の損害賠償責任が発生した場
合は、被保険者のお申出により、示
談交渉をお引受します。
(受託物の損害賠償を除きます。)

自転車事故による
賠償額が高額となる
場合もあります。

賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11才)が帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区 別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭 蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、
平成25年7月4日判決)

**補償金額（保険金額）と保険料につきましては、
別紙一覧表をご覧ください。**

補償期間（保険期間）

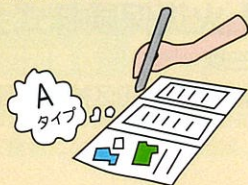
2018年
4月1日午前0時から



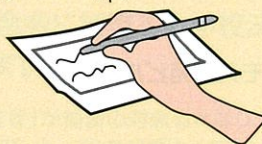
- 小学校新1年生は
2024年4月1日午後4時まで **6** 年間
- 小学校新2年生は
2023年4月1日午後4時まで **5** 年間
- 小学校新3年生は
2022年4月1日午後4時まで **4** 年間
- 小学校新4年生は
2021年4月1日午後4時まで **3** 年間
- 小学校新5年生は
2020年4月1日午後4時まで **2** 年間
- 小学校新6年生は
2019年4月1日午後4時まで **1** 年間
- 中学校新1年生は
2024年4月1日午後4時まで **6** 年間
- 中学校新2年生は
2023年4月1日午後4時まで **5** 年間
- 中学校新3年生は
2022年4月1日午後4時まで **4** 年間
- 高校新1年生は
2021年4月1日午後4時まで **3** 年間
- 高校新2年生は
2020年4月1日午後4時まで **2** 年間
- 高校新3年生は
2019年4月1日午後4時まで **1** 年間

お申込方法・ご加入方法

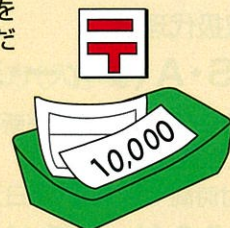
ご加入タイプをご選択ください。
次に、ご加入タイプの保険料をご確認
ください（保険料はすべて
一時払です）。



同封しております払込取扱票の記
入例を参考にして必要事項をご記
入ください。



最寄りのゆうちょ銀行または郵便
局で保険料を
お振込みくだ
さい。



保険金のお支払事例 ～例えばこんなことが起こったら～

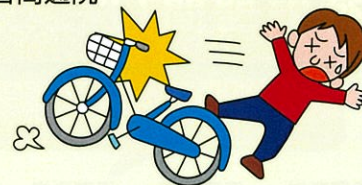
< 例1 >

お子さまが部活動中に熱中症にかかり、5日間入院、退院後3日間通院した。



< 例2 >

自転車で通学中に転倒し、大ケガを負って、病院に20日間入院、10日間通院した。



< 例3 >

お子さまが自転車に乗っていて通行人に衝突し、ケガをさせ法律上の賠償責任を負った。



事故が起こったら

事故が起こったら

早急に
(30日以内に)ご連絡を



電話連絡をしてください

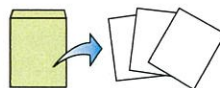
三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上
事故受付センター

0120-258-189
(無料)



請求書を提出

必要な書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

銀行振込みで
お支払いします。



加入者証

この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。
加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので、大切に保管ください。

◎ 加入者証郵送時期：5月下旬～6月下旬頃

お問い合わせ先

●取扱代理店

T・S・A (ティー・エス・エー)

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-16-10 コスモス御苑ビル501C
TEL.03-5362-2423

(受付時間 月～金〈平日〉9:20～17:00)

株式会社 文教サービス

〒142-0064 東京都品川区旗の台3-2-17
旗の台事務所(文教大学学園旗の台校舎内)

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

A17-104261 使用期限:2024年4月1日

ご加入いただく保険の内容

2018年度 生徒総合補償制度別冊

(必ずパンフレット(生徒総合補償制度のご案内)とあわせてお読みください。)

※印を付した用語については、本別冊4ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

⑥

保険金の種類		補償地域 国内 国外	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険金	死 亡 保険金	○ ○	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に生じた事故によるケガ*に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
	後遺障害 保険金	○ ○	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に生じた事故によるケガ*に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、各保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他見所見*のないもの ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
	入 院 保険金	○ ○	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合	[入院保険金日額] × [入院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●本別冊3ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	手 術 保険金	○ ○	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術*の場合…[入院保険金日額] × 10 ②①以外の手術の場合…[入院保険金日額] × 5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限り、また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	通 院 保険金	○ ○	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとしなします。	[通院保険金日額] × [通院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
育英費用 保険金		○ ○	扶養者*が、保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害*の状態になられた場合	育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (注1)育英費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)

保険金の種類	補償地域 国内 国外	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任 保険金 ★賠償責任条項 の一部変更に 関する特約 セット	○ ○	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物^(※1)を壊したりしたこと。 ア. 住宅^(※2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②補償対象受託物^(※3)の破損、紛失または盗取^(※4)(住宅^(※5)内保管中または一時的に住宅^(※5)外で管理している間に限ります。) (※1)情報機器等に記録された情報を含みます。 (※2)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (※3)「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、本別冊3ページの「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。 (※4)上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物^(※3)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限りします。 (※5)被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、次のとおりです。本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等の血族、配偶者[*]および3親等内の婚姻に限りします。)を被保険者としします。)	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用^(※)等をお支払いします。 (※)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と世帯を同じくするまたは同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の②による損害賠償責任には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に生じた自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的故障(故障等)による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の破損による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●本別冊3ページの「補償対象外となる主な「受託物」」の損害 など
学資費用 保険金 ★学業費用 補償特約	○ ○	扶養者[*]が、保険期間中の事故によるケガ[*]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害[*]の状態になられた場合	被保険者が負担された学資費用[*]の実額をお支払いします。 (注1) 学業費用支払対象期間[*]中に発生した学資費用に限りします。 (注2) 保険金のお支払額は、支払年度[*]ごとに、学資費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、扶養者[*]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水[*](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかなくなるきでも、誤嚥(えん)[*]によって生じた肺炎 ●扶養者が「保険金をお支払いする場合」に該当された時に、被保険者を扶養されていない場合 など
救護者費用等 保険金 ★救護者費用 等補償 (入院ワイド型) 特約		救護対象者[*]が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者^(※)が費用を負担された場合 ①保険期間中に救護対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救護対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 (次ページにつづく)	被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。 ア. 遭難した救護対象者[*]の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救護者[*]の現地[*]までの1往復分の交通費(救護者2名分まで) ^(※) ウ. 救護者の現地および現地までの行程での宿泊料(救護者2名分かつ1名につき14日分まで) ^(※) エ. 死亡されたまたは治療[*]を継続中の救護対象者を現地から移送する費用 (次ページにつづく)	●保険契約者、救護対象者[*]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ●脳疾患、病気または心神喪失による費用 ●妊娠、出産または流産による費用 ●外科的手術その他の医療処置による費用(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]によるものである場合には、保険金をお支払いします。) (次ページにつづく)

保険金の種類	補償地域 国内 国外	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等 保険金 ★救援者費用 等補償 (入院ワイド型) 特約		(前ページからのつづき) ③保険期間中に被った外出中のケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて3日以上入院*された場合 (*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。	(前ページからのつづき) オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。)ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度*ごとに保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからのつづき) ●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ●原因がいかるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など
携行品 損害保険金 ★携行品損害 補償特約	○ ○	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品*に損害が生じた場合 (*)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、下記の「補償対象外となる主な携行品」を除きます。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)*から免責金額*(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1) 損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)*もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度*ごとに保険金額が限度となります。 (注3) 修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族*の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●下記の「補償対象外となる主な携行品」の損害 など

- 本人のみ補償特約(賠償責任条項用)がセットされているため、賠償責任保険金の被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者とします。
- 天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、傷害保険金、育児費用保険金および学業費用補償特約の規定による学業費用保険金をお支払いします。
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされているため、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガ*に含め、保険金をお支払いします。
- 熱中症危険補償特約がセットされているため、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為は保険金の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等				
山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動				
(*1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)*をいいます。 (*2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (*3) 職務として操縦する場合を除きます。 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)*を除きます。				
補償対象外となる主な「受託物」				
通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)*・原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)*・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)*、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物				
など				
補償対象外となる主な「携行品」				
株券・有価証券・印紙・切手(乗車券等、通貨および小切手は補償の対象となります。)*、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)*、クレジットカード、パスポート、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)*・自動車・原動機付自転車・自転車およびこれらの付属品、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物・植物等の生物				
など				

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者^(*)が医師の場合は、被保険者^(*)以外の医師をいいます。
(*)救済者費用等補償(入院ワイド型)特約の場合は救済対象者^(*)とします。
- 「学業費用支払対象期間」とは、扶養者^(*)が扶養不能状態となった日の翌日から、加入者証等記載の学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。
- 「学資費用」とは、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「救済者」とは、救済対象者^(*)の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救済対象者の親族^(*)(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「救済対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行等または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「急激」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有害ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等の固定具を装着した場合に限り、
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限り、
- 「現地」とは、事故発生地または救済対象者^(*)の収容地をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療^(*)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(*)のないものを除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「時価額」とは、再調達価額^(*)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
(*)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払年度」とは、初年度については、支払対象期間開始日^(*)から1年以内に到来する支払対象期間終了日^(*)の応当日までをいいます。次年度以降については、支払対象期間終了日^(*)の応当日から1年間をいいます。
(*)1)扶養者^(*)が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
(*)2)加入者証等記載の学業費用補償特約の終期をいいます。
- 「重度後遺障害」とは、後遺障害^(*)のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^(*)を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^(*)に該当する診療行為^(*)
 - (*)1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*)2)②の診療行為は、治療^(*)を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^(*)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^(*)および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術^(*)を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^(*)が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療^(*)を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^(*)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^(*)の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
- 「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といいます。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といえます。ただし、保険期間中に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願いします。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- ・保険金額(ご契約金額)
- ・保険期間(保険のご契約期間)
- ・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
「年令」欄は保険始期日時時点での満年令をご記入ください。
- ・ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- ・ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

- この保険は日本私立中学高等学校連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。被保険者(補償の対象者)となる方の範囲は、日本私立中学高等学校連合会に加盟する学校法人に在籍する生徒(入学手続きを終えた方を含みます。)です。
お申込人とされる方は日本私立中学高等学校連合会に加盟する学校法人に在籍する生徒の保護者に限ります。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 保険金支払事由に該当したときの手続
 - ＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞
保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - ＜示談交渉に関する注意事項＞
法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
＜示談交渉サービス＞
日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
 - ＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

○引受保険会社所定の保険金請求書 ○引受保険会社所定の同意書
○事故原因・損害状況に関する資料 ○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) ○引受保険会社所定の診断書
○診療状況申告書 ○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ○死亡診断書 ○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ○損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類 ○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

(4) ＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人とされる方に必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

(5) ＜保険金支払いの履行期＞

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*)1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(学生・こども総合保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなったり重度後遺障害を負われた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

●被保険者としてご加入いただける方	保険期間の末日において満23才未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)に限ります。(*1)
対象となる学校教育法に定める学校	①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校 ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校の高等部 ⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程) ⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。
●扶養者として指定できる方	被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること(被保険者が成年である場合を除きます。) ②被保険者と同居していること(下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。) ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること
被保険者の範囲	下記以外(*2) 賠償責任保険金 本人(本人が責任能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任能力者を監督する方(責任能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者としてします。)

(*)1) 1.各省市庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2.入学手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

(*)2) 救済者費用等保険金については、救済対象者をいいます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は本別冊1～4ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本別冊1～4ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本別冊1～4ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

本別冊1～4ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1・2・3・4・5・6年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

●ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、別紙一覧表の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

パンフレット表紙および3ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(学生・子ども総合保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は日本私立中学高等学校連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、◎印などの印がついている項目が告知事項です(告知事項の項目は加入申込票でご確認ください。)。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①扶養の有無または扶養者の変更

②学校の種類の変更

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
 また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。
 (*)保険契約
 その被保険者に係る部分に限ります。

■補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときには、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	学生・子ども総合保険 賠償責任条項	自動車保険 日常生活賠償特約
②	学生・子ども総合保険 育英費用条項	GK ケガの保険 育英費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙および3ページ記載の方法により払込みください。パンフレット表紙および3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本別冊1～4ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット表紙および3ページ記載の方法により払込みください。パンフレット表紙および3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

(*)傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

<育英費用条項について>

ご加入の後、次のいずれかに該当するようになった場合、育英費用条項は効力を失います。

なお、②または③の事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

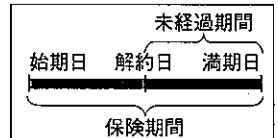
- ①引受保険会社が育英費用保険金をお支払いした場合
- ②被保険者本人が独立して生計を営むようになられた場合
- ③被保険者本人が扶養者により扶養されなくなった場合

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

<保険期間が1年間の場合>

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<保険期間が2・3・4・5年間の場合>

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

<保険期間が6年間の場合>

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。なお、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

本別冊8ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 T・S・A(ティー・エス・エー) TEL 03-5362-2423

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平 日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)] 受付時間: 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<http://www.sonpo.or.jp/>)

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

文教大学附属中学校				
保 険 金 額	個人賠償責任保険金額 (注1)(注2)		国内外:1億円 記録情報限度額:500万円	国内外:1億円 記録情報限度額:500万円
	お子さまのケガの補償	死亡・後遺障害 保 険 金 額	176.2万円	171.9万円
		ケ ガ に よ る 入院保険金日額	2,500円	3,500円
		手 術 保 険 金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の 10倍	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の 10倍
			それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の 5倍	それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の 5倍
		ケ ガ に よ る 通院保険金日額	1,500円	2,000円
	学資費用	育英費用保険金額	100万円	100万円
		学 資 費 用 保 険 金 額 (ケ ガ) (注3)	80万円	80万円
	救援者費用等保険金額		50万円	50万円
	熱中症補償・細菌性食中毒 およびウィルス性食中毒補償		○	○
	携行品損害保険金額		10万円程度	10万円程度
	天災危険補償(傷害用)		○	○
ご加入タイプ			A	B
保 険 料	中学校 新1年生 (高校卒業までの6年間分)		52,000円	61,000円
	中学校 新2年生 (高校卒業までの5年間分)		44,960円	52,970円
	中学校 新3年生 (高校卒業までの4年間分)		35,680円	42,180円

(注1) 賠償責任補償の被保険者の範囲はパンフレット2ページまたは別冊5ページをご参照ください。

(注2) 賠償責任補償等においては、補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

(注3) 学業費用支払期間は、保険始期から中学校新1年生は2024年4月1日まで、中学校新2年生は2023年4月1日まで、中学校新3年生は2022年4月1日までです。

●保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

●上記は職種級別A(生徒等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●上記保険料は、団体割引20%適用後の保険料となっております。また、消費税は頂戴しておりません。